

## 〔商品説明書〕

## 大口定期

(2013年1月4日現在)

商品名（愛称）	自由金利型定期預金（大口定期）
販売対象	● 個人および法人
預入期間	● 1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年 ● 1か月超5年未満での満期日指定ができます。
預入 預入方法 預入金額 預入単位	● 一括預入 ● 1,000万円以上 ● 1円単位
払戻方法	● 満期日以後一括払戻し
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用 ● 預入期間2年未満のものは、満期日以後一括支払い ● 預入期間2年以上のものは、毎年の中間利払日（預入日から1年ごとの応当日）に分割支払い ● 中間利払日には、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率により計算した利息を支払い、中間利息を差引いた利息の残高は満期日に支払います。 ※ 中間利払利率……約定利率×70%（小数点第4位以下切捨て） ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ● 20.315%の源泉分離課税（個人の場合） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
付加できる特約事項	● 総合口座の担保としても利用できます。（貸越利率は、担保定期預金の利率の0.5%高） ● マル優はご利用できません。
期限前解約時の取扱い	● 別表をご参照ください。
利率情報の入手方法	● 利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。 もしくは窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。</li> <li>● 預入時の申し出により満期時のお利息を分割して受取りする取扱いができません。お利息受取りタイプは「1か月ごと」、「2か月ごと」、「3か月ごと」、「6か月ごと」の4タイプです。なお、期限前解約の場合、期限前解約利率により計算した利息額が、すでにお支払いした利息額より少額の場合は、その差額を預入金額より差引くことがあります。</li> <li>● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>
-------------------	--

当行の指定紛争解決機関<sup>※</sup>：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

（注）受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

## 別表：期限前解約時の取扱い（大口定期）

預入していた期間	1か月未満	1か月以上
期限前解約利率	○	△

○……下記A， B， Cのいずれか最も低い金利

（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする）

△……下記B， Cのいずれか低い金利

（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする）

A：解約日における普通預金利率

B：約定利率×70%

C：約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

（小数点第4位以下切捨て）

注1 基準利率とは、期限前解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

（例）5年定期を1年経過時に解約した場合は、解約日の4年定期の利率を適用します。

注2 中間利払により利息が支払われている場合には、その支払額と上記の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

（解約時に元本から不足分を差し引いて精算することもあります。）